

「和歌山県立図書館貸出利用券」 有効期限と更新手続きのご案内



— 貸出利用券の登録情報の確認を5年ごとに行います —

【利用券登録の有効期限と更新手続きについて】

- 対象となる貸出利用券の登録情報<氏名・住所・電話番号>に変更がないか確認するため、更新手続きをしていただきます。
- 貸出利用券の有効期限は、利用券登録（発行）日を起点に5年で、5年に一度、更新手続きを行います。
- 更新手続きのご案内は、県立図書館で貸出のときに、カウンターでお知らせします。
- 貸出利用券は、更新手続き後も、そのまま使用していただきます。

【更新手続きの方法】

- 所定の用紙「和歌山県立図書館・紀南図書館 利用券登録申込書」に「氏名・住所・電話番号」を記入の上、貸出利用券と一緒にカウンターに提出してください。
 - ※氏名・住所に変更がある場合は、氏名・住所が確認できるもの（健康保険証・運転免許証・学生証など）をご提示ください。
 - ※県外にお住まいの方は、氏名・住所が確認できるものと、和歌山県内に在学・在勤である確認ができるものをご提示ください。
 - ※代理人の更新手続きは、代理人と更新するご本人の氏名・住所が確認できるもの（ご本人の確認物はコピーでも可能）をご提示ください。
 - ※18歳までの方の更新手続きは、ご本人と同居している保護者の氏名・住所が確認できるもので更新可能です。（ご本人と同伴していることが条件となります）

【利用券の有効期限が過ぎた場合】

- 有効期限を過ぎて1年以上、更新手続きがない利用券登録のデータは消去させていただきます。（貸出資料がある場合を除く）
 - ※利用券登録データを消去した後の資料貸出の利用は、新規の利用券登録の申し込みが必要になりますので、氏名・住所が確認できるもの（健康保険証・運転免許証・学生証など）をご提示ください。